次世代AI人材育成プログラム（博士後期課程学生支援） 令和6年度公募 FAQ

〈改訂履歴〉

日付	改訂内容
令和6年2月6日	〔初版発行〕

番号	分類	小分類	質問	回答
Q１－１－１	１：本事業全般	事業統括	事業実施期間中に事業統括が交代することはできるか。	事業統括は、選抜した学生の育成に責任を持つことから、事業実施期間中に別の後任者へ引き継ぐことを予め想定していません。やむを得ない事情で交代が必要になった場合は、JST までご相談ください。
Q１－２－１	１：本事業全般	事業期間	本事業は時限的プログラムとされているが、その期間は決まっているのか。延長はあるのか。追加募集は。	採択された大学での学生募集は3回（令和6～8年度）となります。その後は未定です。また追加募集の予定も現時点ではありません。
Q１－２－２	１：本事業全般	事業期間	支援の期限は、令和8年度新入生が3年制課程を修了する令和10年度末までか。それとも、4年制課程の学生が令和8年度の秋に入学したとして、令和12年9月末までとなるのか。	令和8年度の新入生までが支援の対象となっており、当該年度の秋入学も含みます。本事業では4年制課程の学生の支援期間を最大で4年間としていることから、それを含むと支援期間は令和12年9月末迄となります。
Q１－３－１	１：本事業全般	学生の選抜	学生の選抜は、いつまでに実施すればよいか。 また、修士課程1年もしくは2年の早い段階で予約採用を行っても良いか。	令和6年度においては、本事業に採択された後、選抜学生への支給を可能な限り早期に開始できるよう、速やかに学生を選抜してください。 令和7年度以降については、博士後期課程に進学する優秀な学生を増やす目的を達成するために、適切な時期に選抜を行うことを期待します。ただし、本事業による支援開始は博士後期課程からとなります。
Q１－３－２	１：本事業全般	学生の選抜	学年ごとに異なる学生数で申請してもよいか。（例：令和6年度支援開始時、D1年生：3名、D2年生：2名、D3年生：1名）	学年毎に異なる支援人数を想定して申請しても構いません。JSTでの審査は、令和6年度支援開始から令和8年度支援開始までの支援枠数の合計を査定し、採択大学に通知します。採択大学においては、JSTからの支援枠数の通知に従って令和6～8年度支援開始を含んだ支援計画を立案いただくと同時に、学生の選抜を実施いただきます。
Q１－４－１	１：本事業全般	支援期間	学生に対する支援期間について、標準修業年限超えて支援することは可能か。また、長期履修制度等の場合は支援期間はどうなるか。	学生に対する支援期間（最大）は、標準的な修業年限にあたる3年間（4年制課程の場合は4年間）とします。例えば、3年制の学生が標準修業年限（3年間）を経過しても博士後期課程を修了していない場合、累積支援期間が3年間に満たなくても基本的に支援は継続されません。事業統括による評価によって支援打ち切り等がなされた場合も同様です。また、長期履修制度等を利用して在籍期間が標準修了年限を超えてしまう場合も、累積支援期間が標準修業年限を超えていなくても支援対象外となります。なお、ライフイベント等考慮すべき事情がある場合はあらかじめJSTまでご相談ください。
Q１－４－２	１：本事業全般	支援期間	標準修業年限が4年の場合、学生に対する支援期間・支援額はどうなるか。	4年制課程の場合の支援は、標準修業年限以内の学生を対象とし最大4年間とします。ただしJSTから採択大学への支援総額（上限）は、390万円×支援枠数×3年となります。各大学に配分される支援総額の中で、学生を支援してください。なお各学生への支援額（年390万円）を減らし、4年生の学生に充当することは認められません。4年生の不足分の支援は、例えば、D2から支援を開始した学生の残りの1年分の費用や、途中で辞退した学生の残りの費用等を充当、また大学の独自資金からの拠出等が考えられます。
Q１－５－１	１：本事業全般	支援枠数	審査の結果、申請人数より少ない支援枠数が採択されることはあるか。	申請時の支援希望人数に対して審査時に査定される支援枠数が少ないことがあり得ます。なお、申請書様式1に記載いただいた最小支援人数よりも、審査時に査定される支援枠数が下回った場合、不採択といたします。
Q１－５－２	１：本事業全般	支援枠数	採択された後、選抜学生の支援枠数を変更してもよいか。	審査時に査定された支援枠数（3年度分）を超えない範囲で、年度毎に支援枠数を変更することは可能です。令和6年度支援開始から令和8年度支援開始にわたる支援計画を作成いただき、JSTが承認したプロジェクト計画に基づき学生支援を実施してください。なお、支給を中止する学生が生じた場合に新たな学生募集を行うことについては「３：対象学生」を参照してください。
Q１－６－１	１：本事業全般	支援内容	研究奨励費と研究費を合算して上限390万円とのこと、支援学生毎に異なる金額を設定することは可能か。	学生毎に異なる研究奨励費及び研究費の金額を設定することは可能です。例えば研究内容や大学や所属する研究室からの研究費・出張費の追加支援等に応じて、設定してください。選抜学生毎の支援額については、学生が決まった段階でJSTまでご連絡ください。
Q１－６－２	１：本事業全般	支援内容	次世代AI分野の学生一人あたり390万円という手厚い支援の意図を教えて欲しい。	ChatGPTなどの生成AIは人間の知的作業に急速な変革をもたらし、産業、研究開発、教育、創作など様々な分野に波及してきており、米国をはじめ各国において国家戦略・政策の検討が急速に立ち上がっています。イノベーションの源泉としてニーズが高いため、国際的に高度な専門性を有するAI研究開発人材の獲得競争が生じ、人材が不足している状況です。 このような状況も踏まえ、本プログラムではより多くの研究費・研究奨励費を支給することで、優秀な学生を次世代AI分野の博士後期課程へ導き、我が国のイノベーション創出や産業競争力強化に貢献する当該分野の研究者として育成していくことを期待しています。
Q１－７－１	１：本事業全般	他事業との連携	ジョブ型インターンシップへの登録は必要か。	必須ではありません。
Q１－７－２	１：本事業全般	他事業との連携	次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）との連携は必須か。連携の目的は。	博士後期課程学生の育成を効率的・効果的に推進するために必要な連携を推進してください。連携のための連携は不要です。 なお、JSTが推進する次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）と次世代AI人材育成プログラム（本プログラム）は、包括的に事業の進捗・執行管理や評価を行う予定です。 また本プログラムに採択された学生の希望に応じ、SPRINGが提供するキャリア支援等を受けることを可能とするため、大学においては、その仕組みの構築、また連携してプログラムを推進する必要があります。
Q２－１－１	２：申請・審査	申請書提出	申請書の受領書はもらえるのか。	申請書類提出のメール到着後、翌日中（土日祝日を除く）に受領通知を送信者に対しメールで返信します。メール送付から2日以内（土日祝日を除く）に受領通知が届かない場合は、速やかにご連絡ください。
Q２－１－２	２：申請・審査	申請書提出	申請書の書き方がわからないので、直接聞きに行ってもよいか。	直接JST にお越しいただくことは、ご遠慮ください。ご質問等については電子メールでお願いします。
Q２－１－３	２：申請・審査	申請書提出	申請書を提出するメールの発信者は事業統括や担当者である必要があるか。	ありません。ただし、必ず事業統括及び担当者のメールアドレスをC.C.に含めて提出してください。
Q２－１－４	２：申請・審査	申請書提出	申請要件違反により審査対象とならなかった場合、その旨の連絡があるか。	申請要件違反を行った申請者についても、審査の結果として通知します。申請書の提出にあたっては、申請要件違反とならないよう、提出前に十分な確認をお願いします。
Q２－１－５	２：申請・審査	申請書提出	申請書の提出後に不備を見つけた場合、申請書の差し替えや修正は可能か。	公募締切時刻以降の申請書の差し替えや修正は認められません。差し替えや修正についてはファイルの取り違えなどのリスクが生じますので、申請書に不備がないか、提出前に十分な確認をお願いします。
Q２－２－１	２：申請・審査	申請書内容	申請書の様式は、必要に応じて文字数や行数を変更することは可能か。	申請書様式に記載されたガイドラインに則った上で文字数や行数を変更することは可能ですが、申請様式１については、A4用紙・11枚以内（厳守）にポイントをおさえ、査読者が読みやすいように作成してください。また、フォントサイズは10.5、行間は固定値18としてください。
Q２－２－２	２：申請・審査	申請書内容	申請書の「1-2.目標（5年後）」について、「就職者数」を記載する目的を知りたい。	大学が提案する次世代AIの人材育成の方針や育成計画の推進により目指す指標の一つとして用います。また5年後予定している評価でも用いる予定です。
Q２－２－３	２：申請・審査	申請書内容	申請書の「表紙」、「1-2.目標（5年後）」、「2-1.博士後期課程の現状」の表について、記載要領を詳しく知りたい。	下記及びウェブページ掲載の申請書様式1の補足説明をご確認ください。 ・「入学者数」について、一貫制博士課程（第2年次から第3年次において入試を課していない）を設置している場合は、第2年次から第3年次に進学した人数を入学者数として記載してください。 ・「入学者数」や「修了者数」等、記入する人数は、春期・秋期入学・修了の両方を含みます。 ・全分野を対象とした学生数と次世代AI分野を対象とした学生数を記入する欄がありますのでご注意ください。 ・集計は2月1日時点を基本とします。次世代AI分野については、きわめて高い精度で集計する必要はなく、概数でもかまいません。 ・その他、どうしても疑義が残る場合には、申請書様式1の2-1.の表の枠外に、集計方法などの補足説明を追記いただけますと幸いです。
Q２－２－４	２：申請・審査	申請書内容	申請書「表紙」の「本プログラムの支援対象学生数」、「1-2.目標（5年後）」の次世代AI分野の各種統計、「2-1.博士後期課程の現状の表について」の次世代AI分野の各種統計の数値を出すことが難しい。どのようにすれば良いか。	難しいと思いますが、単年度のみ対象としていますので、ご協力をお願い致します。 なるべく、AI分野およびAI分野における新興・融合領域の研究に従事している学生数を記入するようにお願いします。難しい場合は、AI分野およびAI分野における新興・融合領域の研究を推進している研究室に所属する学生数、を記入するようお願いします。 また、集計方法を、2-1の表下部の補足説明に記入頂けますようお願いします。
Q２－２－５	２：申請・審査	申請書内容	申請書「表紙」「本プログラムの支援対象学生数」（2024年度）を学内で集計する際に、現時点では次世代AI分野の研究を実施していないが、2024年度より当該研究を実施する予定の学生は集計に含めることは可能か。	本プログラムへの申請時点において、次世代AI分野の研究を将来実施することを何らかの方法で具体的に確認できない場合は、集計に含めることはできません。

番号	分類	小分類	質問	回答
Ｑ３－１－１	３：対象学生	対象者	他分野の専門性を有する学生の場合、どの程度のレベルのAIの専門性を有することが求められるのか。AIを使えば支援の対象となるのか。	本プログラムは我が国のイノベーション創出や産業競争力強化のため、次世代AI分野の研究者層を厚くすることが目的です。このため、博士後期課程に進学するAI分野の学生を増やす、また他分野を専攻する学生をAI分野の専門性も持つ研究者に育成する、ことを狙います。 　他分野を専攻する学生に求めるAI分野の専門性については、博士後期課程修了（本事業支援修了）迄に、以下を満足することを目指して学生の育成をお願い致します。 ★博士後期課程修了後のイメージ ・博士号取得後は、我が国のイノベーション創出や産業競争力強化に貢献する次世代AI分野の研究者となることが望ましい。 ・ただ単にAIを使うだけでなく、AIエンジニア・データサイエンティストとしてのスキルを持ち、これを駆使して、ご自身の研究を遂行するレベル（プログラミング、機械学習・アルゴリズム、データベース、数学・統計等のスキル）。 ・進化の著しいAI技術をキャッチアップし、最適なAIをご自身の研究に導入できるレベル。 ・AIの発展や他の研究への展開等につながると望ましい。 ★評価指標 ・支援期間中のご自身のAI研究の学会発表や論文発表を必須とします。 ・情報系学会での論文発表や学会発表は非常に望ましいですが、必須ではありません。
Ｑ３－１－２	３：対象学生	対象者	ACT-XにてAI関連の研究支援を受けているが、本事業の支援対象となるか。	ACT-Xでは、生活費相当額の支援はありませんので、本事業で生活費相当額の支援をうけることは可能です。念のため、JSTに相談をお願い致します。
Ｑ３－１－３	３：対象学生	対象者	年齢の制限はあるか。例えば定年退職後に博士後期課程に入学したシニアの学生は対象となるか。	年齢での制限はありません。本事業の趣旨に鑑みて学生を選抜してください。採用した理由について、委員会もしくはJSTより確認を行う場合もあります。
Ｑ３－１－４	３：対象学生	対象者	留学生も対象となるか。	本プログラムは、他国に後塵を拝している我が国の次世代AI分野の研究力・産業力の強化に向け、次代を担う博士後期課程への進学者を増やし、次世代AI分野の高度な専門性を持つ人材を、より多く育成するために実施されるものです。選抜学生は修了後も我が国の科学技術・イノベーションの創造に直接携わる意思、能力を有することが前提であり、当該学生の修了後の進路等も中間・事後評価等の対象となります。 応募学生について国籍要件は設けていませんが、多様な文化的背景に基づいた価値観を学び理解し合う環境創出のために、より多様な国・地域からの受入れを進めるよう検討ください。なお、国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生等は、重複受給等を避ける観点から、本事業の対象外となります。 なお、日本へ入国できていない場合、博士後期課程学生としての活動についての直接の確認・評価等を行うことが困難なため、留学生への研究奨励費及び研究費の支給については、渡日後から可能とします。
Ｑ３－１－５	３：対象学生	対象者	社会人学生について、所属企業等から十分な生活費相当額（他の事業等を踏まえ、240 万円/年を基準とする）を受給可能な制度があるにもかかわらず、受給していない場合は対象にならないのか。	本事業では、生活費相当額を支給することで学生が研究に専念できる環境を整備することを目的としているため、これを所属企業等から受給可能な制度がある場合は対象となりません。各大学にて確認してください。
Ｑ３－１－６	３：対象学生	対象者	現在、企業から給与等を受給されていない等、生活費相当額を受給していない社会人（例えば一度社会に出てから早期に企業等を退職し、博士後期課程に進学した学生等）も対象となるか。	対象となります。
Ｑ３－１－７	３：対象学生	対象者	卓越大学院プログラムによる支援を受けている学生は、本事業の支援対象となるか。	当該学生が、卓越大学院プログラムから受けている支援の内容が、十分な生活費相当額の支援に相当すると認められるような場合は、本事業との重複受給はできません。なお、卓越大学院プログラムでは多様な形態の支援が行われていることから、詳細は JST までご相談ください。
Ｑ３－１－８	３：対象学生	対象者	本プログラムの支援学生を選抜する時点で、次世代AI分野の研究を実施していなくても、支援開始時点で当該研究を実施する予定が明確であれば、選抜しても良いか。	選抜を実施する事業統括や運営チームが、以下を具体的に確認できる場合は当該学生を選抜することができます。 ・学生からの提案が優れた次世代AI分野の研究内容であること。 ・当該学生が、次世代AI分野の研究を少なくとも支援開始時から実施することを、大学が何らかの方法で具体的に確認できること。 ・当該学生が、募集要項やＱ３－３－１に示す本プログラムが求める人材に成長する気概を有していること。 ・大学が、募集要項やＱ３－３－１に示す本プログラムが求める人材に学生を成長させるべく指導にコミットすること。
Ｑ３－２－１	３：対象学生	重複受給	選抜学生が起業した場合でも支援は継続されるか。	支援は継続されます。ただし、生活費相当額として十分な水準（他の事業等を踏まえ、240 万円/年を基準とする）の給与・役員報酬等の安定的な収入を得ている場合は、対象となりません。
Ｑ３－２－２	３：対象学生	重複受給	選抜学生が TAや RA、もしくは共同研究の対価等として、給与等を受給することは可能か。	研究に取り組むことに支障がなければ問題ありません。
Ｑ３－２－３	３：対象学生	重複受給	選抜学生がアルバイトを行うことは可能か。	研究に取り組むことに支障がなければ問題ありません。（安定的・固定的な収入に該当しない、いわゆるアルバイト収入（典型的には RA/TA 業務によるもの）については、その額を問わず支援の対象となります。他方、アルバイトのような臨時的・不安定な収入とは言い難い、例えば明確なポストと期間を定めて雇用契約を締結しているようなケースについては、支援できない場合もあるため個別に判断します（なお、後者の場合であっても、年間 240万円未満の場合は支援対象として差し支えありませんので、ご注意ください）。なお、以上の収入要件とは別に、各大学における研究活動の実態等に照らし、博士課程学生としての研究に専念できない程度にエフォートが割かれると判断される場合には、アルバイトか安定的な仕事であるかを問わず、そもそも認められないこととなります。）
Ｑ３－２－４	３：対象学生	重複受給	選抜学生がクラウドファンディングで追加の研究資金収集を行うことは可能か。	研究に取り組むことに支障がなければ問題ありません。
Ｑ３－２－５	３：対象学生	重複受給	選抜学生が有給のインターンシップを実施することは可能か。	研究に取り組むことに支障がなければ問題ありません。また、収入額による制限の対象とはしません。
Ｑ３－２－６	３：対象学生	重複受給	選抜学生が外部研究費を受けて研究を実施することは可能か。	研究に取り組むことに支障がなければ問題ありません。
Ｑ３－２－７	３：対象学生	重複受給	選抜学生が日本学生支援機構（JASSO）から奨学金を受けることは可能か。	貸与型・給付型のいずれであっても、併給は基本的に可能です（生活費相当額として十分な水準を給付型で提供されるようなケースが仮にある場合は、別途ご相談ください）。 なお、上記整理とは別に、給付型奨学金については JASSO において併給を不可としている可能性がありますので、必ず JASSO にも確認を取っていただくようお願いします。 また令和５年度以降にJASSOの第一種奨学生として採用された学生については「特に優れた業績による返還免除」の対象から外れます。詳細についてはJASSOのウェブページをご確認ください。 JASSOウェブページ：https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/gyosekimenjo/seidogaiyo/choufukukinshi.html
Ｑ３－２－８	３：対象学生	重複受給	選抜学生がJASSO以外の団体から奨学金や助成金（授業料免除、所属大学の基金等による授業料を援助するための奨学金、研究費等）を受けることは可能か。	基本的に受給することに問題ありませんが、奨学金等の用途が研究に専念するための支援（生活費相当額）である場合、本事業の目的と重複しますので、年収にカウントいただく必要があります。一方で、研究費や授業料免除等、研究の推進のための支援である場合は、本事業の目的とは重複しませんので収入にカウントいただく必要はありません。また、貸与型の奨学金は生活費が用途であっても収入に含める必要はありません。なお、相手側機関において併給を不可としている可能性がありますので、必ず相手側機関にも確認を取っていただくようお願いします。
Ｑ３－２－９	３：対象学生	重複受給	選抜学生が学会からの学術賞等の賞金（副賞としての「金券」含む）を受けることは可能か。	問題ありません。
Ｑ３－２－１０	３：対象学生	重複受給	選抜学生が所属大学等から下記に使途を限定した資金援助（実費相当分）を受けることは可能か。 ・授業料の援助に係る助成金の受給 ・研究費の受給 ・旅費の受給 ・受入環境整備に係る資金の受給（例：ベビーシッター利用料の補助等）	問題ありません。
Ｑ３－２－１１	３：対象学生	重複受給	DC特別研究員に採用されている学生が、本プログラムの支援を受けることは可能か。	DC特別研究員に採用されている学生が、本プログラムに重複して支援を受けることはできません。本プログラムとDC特別研究員のいずれかを辞退いただくことになりますので、よくご検討ください。
Ｑ３－３－１	３：対象学生	支援枠管理	本プログラムで支援していた学生が途中で辞退した。 代わりに他の優秀な学生を選抜して支援枠を継続して良いか。	選抜学生が支援途中にて辞退することに伴い、当該支援枠への学生の補充は可能です。 本助成金で支出できるのは、新たに選抜された学生が受ける予定であった3年間の研究奨励費及び研究費のうち、残りの年数分の範囲です。例えば令和6年4月に入学した学生が、令和7年9月末に退学した場合、残り1年半の研究奨励費及び研究費を、学内における適切な追加選抜等を行った上で、他の学生に支給することが可能です。なお、新たに選抜された学生は、支給を受けた研究費により遂行可能な研究計画を有するとともに、修了時点で他の選抜学生と同水準の資質へ成長することが期待できることを前提とします。詳しくは今後掲載予定の事務処理説明書をご参照ください。
Ｑ３－３－２	３：対象学生	支援枠管理	学生が海外派遣・留学をした場合、その期間の支援や、帰国後の支援は受けられるのか。	世界レベルの博士人材となる上で海外における経験は極めて重要であり、優れた博士人材養成の観点から博士後期課程学生の海外における活動を積極的に推進することが望まれます。大学に所属しつつ海外派遣・留学の場合は、本事業の支援を受けることが可能です。また休学し留学した場合は支援を受けることはできませんが、復学後に支援を再開することが可能です。なお、いずれの場合も支援期間は、標準修業年限内（休学期間除く）で最大3年（4年制課程の場合は最大4年）となります。

番号	分類	小分類	質問	回答
Ｑ３－３－３	３：対象学生	支援枠管理	選抜学生が休学した際も、各大学は引き続き支援対象とできるか。	出産・育児・傷病・留学等で、学生が研究を継続することが困難になり休学した場合に、各大学の判断で、個別の事情に応じ、支援期間の中断・延長等を行うことも可能とします（原則2年間）。なお、休学期間が年度をまたぐなど長期に及ぶ場合、予算・財務会計制度上の問題が生じることも考えられますので、具体的な支給方法等については、個別にご相談ください。
Ｑ３－３－４	３：対象学生	支援枠管理	学生が他大学での研究を希望した場合には、どうなるか。	学生が他大学での研究を希望する場合は、当該他大学に指導委託をするなど可能な範囲で支援をしてください。また、海外の大学での研究を学生が希望する場合は、当該海外大学への派遣を行うなど、可能な範囲で支援してください。
Ｑ３－３－５	３：対象学生	支援枠管理	支援学生から研究テーマを変更したいとの申し出があり、事業統括や育成チームで協議したところ、「AI分野及びAI分野における新興・融合領域」より逸脱した研究テーマ設定になってることが判明した。この学生は支援対象から外す必要はあるか。	支援対象外となります。 なお、新しい研究テーマが「AI分野及びAI分野における新興・融合領域」に該当する場合は、研究テーマの変更は可能です。
Ｑ４－１－１	４：経費全般	経費管理	研究奨励費（生活費相当額）の管理はどうすればいいか。	研究奨励費については、大学から直接、選抜学生にお支払いいただきますが、JST が行う確認時には規則に基づいて支出されているかの確認に留まり、学生へのお支払い以降の経費の使用については確認を行いません。使途についての制限はなく、未使用分についても返還の対象となりません。
Ｑ４－１－２	４：経費全般	経費管理	研究費の管理はどうすればいいか。	研究費については、学生の所属する研究室等にて使途に厳しく制限を課すことはできません。学生が自由な発想で挑戦的・融合的な研究を実施できるよう、指導教員等は適切な助言や配慮をお願いします。このことを念頭に、研究費の計画的な執行も教育の一環であるという観点から、研究費は学生に計画させてください。また、大学の規定に従って検収などの経理処理を実施いただくのと同時に、大学は研究費の使途や執行計画が効率的、効果的となっているか確認をお願いします。なお、未使用分については返還の対象となりますのでご留意ください（学生に配賦し翌年度に繰り越すことは可能）。本事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類は事業最終年度の助成実施期間終了日から数えて5 年間保存してください。
Ｑ４－１－３	４：経費全般	経費管理	経費の使用に関して、注意すべき点はあるか。	本事業を遂行する際には、国民の税金が原資であることに鑑み、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければなりません。 また、経費の使用に際しては、その経理処理が、会計年度、流用制限などの区分管理、本事業とその他の事業との区分管理など、通常の商取引や商慣習とは異なることに事務的に留意してください。
Ｑ４－２－１	４：経費全般	経費・規程	研究奨励費及び研究費の支給に関して、研究活動に関する研究不正防止、不正疑義発生時の対応含めた選抜学生が果たすべき義務等を記載した学内規程については、いつまでに定めればよいか。	交付申請時までに少なくとも（案）を作成し申請書及び計画書と併せて提出してください。その上で、選抜学生への支援を開始する時点までに施行いただくことが必要です。
Ｑ４－２－２	４：経費全般	経費・規程	助成金の支給に関して、学内規程を整備するとあるが（公募要領3.7）、SPRINGなど既存の助成金を受ける際に作成した学内規程を準用しても良いのか。	大学内で整理が可能であれば準用いただくことは可能です。
Ｑ４－２－３	４：経費全般	経費・支払	研究奨励費及び研究費の学生への支給は、どのような手続・方法・期間設定（何か月ごとに分けて支給、など）で行う必要があるか。	申請・採択されたプロジェクトに基づき、各学生の研究奨励費（生活費相当額）及び研究費に要する経費をJST から各大学へ支給しますが、各大学から学生への支給手続等については、各大学において適切に設定・運用を行っていただきます。なお、事業途中で学生が支援対象外となった場合の支給の中断や返還の手続等についても、各大学において適切に規程等を整備するなどして管理してください。
Ｑ４－２－４	４：経費全般	経費・支払	支払いは精算払いか。	大学が希望する場合は概算払いが可能であり、助成金交付決定通知書の受領後、概算払い請求書を提出いただきます。
Ｑ４－３－１	４：経費全般	経費・税金	選抜学生は、扶養義務者（親等）の扶養から外れる必要があるか。	以下の内容を学生に十分に周知するとともに、大学は、適切な対応を行うようにして下さい。 学生への支給額のうち研究奨励費（生活費相当額）は税法上雑所得として扱われていること等を扶養義務者（親等）に伝えるとともに、健康保険や扶養手当等における扶養の扱いについては、扶養義務者（親等）の職場等の担当者に問い合わせてください。また、扶養の扱い等、所得税に関するお問い合わせについては、近隣の税務署に問い合わせてください。
Ｑ４－３－２	４：経費全般	経費・税金	選抜学生と大学間に雇用関係は生じるのか。	本事業による研究奨励費等の支給は、学生と大学間の雇用関係を前提とするものとは考えておりません。このため、社会保険、年金等は選抜学生自身の手続き・管理が必要です。（大学が別途雇用手続きを行う場合を除く）
Ｑ４－３－３	４：経費全般	経費・税金	本事業による収入は所得税、住民税の対象となるか。	学生への支給額のうち研究奨励費（生活費相当額）は雑所得として扱われるので、所得税、住民税の課税の対象となります。確定申告が必要となることを学生に対して十分に周知するとともに、大学は適切な対応を行うようにしてください。 なお、確定申告に関する質問については、最寄りの税務署に問い合わせてください。
Ｑ４－４－１	４：経費全般	費目・用途	研究奨励費について、使途の制限はあるか。	研究費と異なり、研究奨励費については使途の制限はありません。このため、一般的な生活費のほか、研究に要する経費（教育研究機関である大学への入学金や授業料、研究のために使用する個人ＰＣ等の購入費など）に充当していただくことも問題ありません。
Ｑ４－４－２	４：経費全般	費目・用途	間接経費は措置されるか。	本事業は、間接経費を原則措置することとなっている競争的研究費制度には該当しないため、間接経費は措置されません。
Ｑ４－４－３	４：経費全般	費目・用途	研究奨励費（生活費相当額）と研究費の間で流用は可能か。	研究奨励費と研究費は、他費目へ流用できません。研究奨励費及び研究費の配分は、あらかじめ事業統括が申請し採択された年間の計画に基づき行うこととし、年度後半に研究費の余剰が見込まれた場合にこれを振り替えて研究奨励費の増額支給を行うことなどはできません。
Ｑ４－４－４	４：経費全般	費目・用途	選抜学生が共同研究を行っているグループで使用する設備の購入費に、研究費を充当することは可能か。	可能ですが、本助成金により購入した設備備品等については、助成事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図ることとしています。これらが困難になるような経費の合算使用による設備備品等の購入等はできませんので、ご注意ください。
Ｑ４－４－５	４：経費全般	費目・用途	特許経費は支出できるか。	本研究開発期間における研究開発成果に基づいた新規特許（新権利）の出願・登録・維持・保全・特許出願に係る弁理士への相談に必要な費用は、原則として大学にて支出してください。また国際特許出願についても同様ですが、権利が大学に帰属している特許については、JST が運営する「知財活用支援制度」（※）も活用できますので、ご相談ください。 ※ https://www.jst.go.jp/chizai/about.html　参照
Ｑ４－４－６	４：経費全般	費目・用途	自大学の施設等の使用料は支出できるか。	学生が研究実施のため、大学内の施設や供用備品などを利用し、大学の規定等により使用料が課せられている場合は、研究費より支出することが可能です。
Ｑ４－４－７	４：経費全般	費目・用途	本事業による支援学生が希望すれば、SPRINGで提供するキャリア開発・育成コンテンツ等を用いた支援を提供することが可能と募集要項に記載がある。当該学生に対して、SPRINGのキャリア開発・育成コンテンツ費を使用しても良いか。	SPRINGのキャリア開発・育成コンテンツ費からの支出を原則可能とします。 詳細は今後掲載予定の事務処理説明書をご参照ください。
Ｑ４－４－８	４：経費全般	費目・用途	SPRING学生のための英語研修（SPRINGにて実施する、個人を対象とするもの）を本プログラムの学生が受講する場合、SPRINGのキャリア開発・育成コンテンツ費から支出して良いか。	学生の希望に応じて、学生をSPRINGで実施される研修に参加させることができます。その費用はSPRINGのキャリア開発・育成コンテンツ費から支出することも可能です。
Ｑ４－４－９	４：経費全般	費目・用途	SPRING学生同士の交流（コンバージェンスキャンプ等）に本プログラムの学生が参加する場合、参加費をどこから支出すれば良いか。	学生の希望に応じて、学生をSPRINGで実施される研修の受講や交流会に参加させることができます。その費用はSPRINGのキャリア開発・育成コンテンツ費から支出することも可能です。 なお、本プログラムの研究費は、研究に必要なものとして具体的に説明が可能であれば支出可能です。
Ｑ４－５－１	４：経費全般	精算	利子が生じた場合、返還する必要があるか。	返還は不要です。助成事業に充当することが可能です。
Ｑ４－５－２	４：経費全般	精算	精算時に余剰がある場合、超過した場合にはどうすべきか。	精算時に余剰がある場合は返金、超過した場合は差額分は大学負担となります。
Ｑ５－１－１	５：その他	情報公開	選抜学生は公表する必要があるのか。	選抜学生の情報に関しては、透明性確保の観点から基本的に公表することとなります。支障がある場合は、JST に相談ください。
Ｑ５－１－２	５：その他	情報公開	選抜学生が関わった研究の論文、成果発表には本事業による支援を受けたことを明記する必要があるか。	本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。詳細は公募要領「4.17 論文謝辞等における体系的番号の記載について」をご確認ください。なお、事業の事後評価等において、学生の論文数等の研究の状況について評価対象とさせていただく場合があります。
Ｑ５－２－１	５：その他	守秘	インターンシップを実施する場合、当該機関間で秘密保持契約を結ぶ必要があるか。	本事業においては、インターンシップの実施に当たり、秘密保持契約を締結することを必須としていませんが、当該機関間での合意や取り決め等に従い、必要に応じて、当該契約を締結する等の対応を取った上で行ってください。
Ｑ５－３－１	５：その他	監査	研究費も助成対象として含まれるが、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2月 15 日文部科学大臣決定、令和３年２月１日改正）」に基づく措置の対象となるのか。	標記ガイドラインに基づく措置を準用するため、研究費の不正使用及び不正受給があった場合には、助成金の交付決定の取消、変更、助成金の全部又は一部の返還を求めます。

番号	分類	小分類	質問	回答
Ｑ５－３－２	５：その他	研究倫理	大学として eAPRIN（旧 CITI）を実施していない場合はどうすればよいか。	事業統括についてはeAPRINの受講・終了が必須となりますので、JST まで個別にご相談ください。事業統括以外の参画者については、選抜学生含め、各機関が指定する研究倫理教育プログラムを受講・修了していただくことも可能です。円滑な受講・修了のため、学内公募時の応募要件や採用条件に加えるなどの対応もご検討ください。 申請時、採択後で下記の整理となります。詳細は公募要領の「4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご覧ください。 ●申請時： ・事業統括：機関指定の研究倫理プログラム または eAPRIN（旧 CITI）の指定単元 または eAPRIN（旧 CITI）のダイジェスト版のいずれかの受講が必要。申請書に「受講確認番号」（無い場合にはプログラム名と修了日）を記載。 ・参画者：特になし。 ●採択後： ・事業統括：eAPRIN（旧 CITI）の指定単元の受講が必要。 ・参画者：機関指定の研究倫理プログラム or eAPRIN（旧 CITI）の指定単元の受講が必要。
Ｑ５－４－１	５：その他	評価	本プログラムは、中間評価は実施するのか。	本プログラムでは、中間評価は予定しておりません。